

## 研究開発力強化法に基づく人材活用等に関する方針

平成30年5月22日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）」第24条第1項の規定に基づき、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）における人材活用等に関する方針を次のとおり定める。

### 1. 趣旨

機構は、エネルギー政策基本法に基づき策定される「エネルギー基本計画」等の国の方針に基づき、エネルギー資源や鉱物資源の探鉱・開発の支援や石油・石油ガス・金属鉱物の備蓄に関する業務を実施することにより、それらの安定的かつ低廉な供給に貢献すること、及び金属鉱業等による鉱害の防止に関する業務を実施することにより、国民の健康の保護や生活環境の保全に寄与することを目的としている。機構がこうした事業を円滑かつ着実に遂行し、またアウトカム志向の組織運営を推進していくためには、高度化・多様化する業務に対応できる人材の確保及び人材の育成並びにその能力を最大限に活用し得る環境の整備が不可欠であることから、これらを不断に実施するためこの方針を定める。

### 2. 研究開発等の推進における若年研究者等の能力の活用に関する事項

- (1) 内外の研修及びOJTを通じて若手研究者等に対して技術・ノウハウの着実な移転・蓄積を行うとともに、将来的に次世代人材を指導・育成できる管理職人材を育成するためマネジメント能力の向上を図る。
- (2) 育児や介護等と仕事の両立といった多様な働き方への職員のニーズを考慮し、実効性のある職場環境や勤務体系等を整備する。

### 3. 卓越した研究者等の確保に関する事項

- (1) 業務実施体制の強化のため、高い専門性及び実務経験を有する人材については、中途採用や出向者の受け入れ等により多角的に確保する。
- (2) 優れた業務実績を収めた職員に対しては人事考課において適切な評価を行うとともに、機構の事業成果に対して顕著な貢献が認められた職員への機構理事長による表彰制度等により、優秀な人材への適切なインセンティブを確保する。
- (3) 人材育成にあたっては、中長期的な専門性・能力強化のため、国際的視野を養い世界最先端技術や産業動向を把握し、現場経験をため、国内外の大学院・機関への留学、民間企業への出向等の機会を積極的に提供する。

#### **4. 研究開発等に係る人事交流の促進に関する事項**

- (1) 民間企業や研究機関、大学との共同研究プロジェクト等の機会を活用して協力体制を構築し、内部人材の派遣や外部人材の受入等を通じて人事交流を促進する。
- (2) 学会等への参加や事業成果報告会等の開催を通じて産官学との交流の場を設け、幅広い分野の研究者等と関係強化を図る。

#### **5. その他研究開発等の推進のための基盤の強化のうち人材の活用等に係るものに関する重要事項**

- (1) 人材の配置に当たっては、職員の専門性を十分に把握し、その能力が十分に発揮されるよう流動性を持って行う。
- (2) 職員が能力を十分に発揮することができるように、管理職等のマネジメント能力向上をはかるため、階層別の研修等を実施する。

以上